

別表1（別記2、別記5から別記16まで、別記20から別記22まで及び別記24関係）

<p>成果目標の選定及びポイント算定の留意点等</p> <p>別記2、別記5から別記16まで、別記20から別記22まで及び別記24の事業については、以下の成果目標から、事業内容の欄の取組ごとに、達成すべき成果目標を1つ選択することとする。</p> <p>なお、事業内容の欄から複数の取組を選択する場合にあっては、同一の成果目標を選択できるものとする。</p> <p>また、次の1つ以上に該当する取組を行う場合は、以下の基準によりポイントを加算できるものとする。</p> <p>【重点政策課題加算ポイント】</p> <p>(5ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別記5、別記6及び別記8の取組を実施する場合 <p>(1ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画若しくは基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある場合 ・事業実施地区で地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施されている場合 ・事業実施主体（構成員を含む。）が実質化された人・農地プランの中心経営体又は地域内の農業を担う者として地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者である場合 ・事業実施主体（構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合 <p>なお、別記24の取組については、次に該当する取組に対し、以下の基準でポイントを加算できるものとする。</p> <p>【別記24に関する取組における加算ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1の1の取組を行う場合（5ポイント） ・第1の2の取組（改修を除く）を行う場合（5ポイント） ・第1の2の取組（改修を除く）を行うに当たり、自産地で実需者との連携に必要な数量の種ばれいしよを生産する場合（10ポイント） 		
事業	事業内容	成果目標の基準及びポイント
畑作物生産性向上支援事業		
かんしょ生産性向上支援事業	(別記2) かんしょ生産構造転換 産地づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・10a当たりの労働時間を10%以上削減 20.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・15ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・10ポイント

		<ul style="list-style-type: none"> ・単位面積又は単位収量当たりの販売額を3.0%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 11.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 7.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・総出荷量に占める輸出向け出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5.0ポイント以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 13.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 11.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 7.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・総生産数量に占める契約取引の対象数量又は総作付面積に占める契約取引の対象面積の割合を10ポイント以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 18.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 14.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
ばれいしょ生産拡大支援事業	(別記5) ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 10.0ポイント以上・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント 以上・・・・・・・・4ポイント <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区におけるばれいしょの販売額を3%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区で新たに導入する省力化作業体系を構成する該当基幹作業の労働時間について既存作業体系と比較して10%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> 20% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 10% 以上・・・・・・・・・・10ポイント
	(別記6) 種ばれいしょの新産地 形成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法(昭和25年法律第151号)第13条第1項による指定種苗(以下単に「指定種苗」という。)等として合格した種ばれいしょを供給 <ul style="list-style-type: none"> 供給を開始・・・・・・・・・・20ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 <ul style="list-style-type: none"> 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 <ul style="list-style-type: none"> 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 		

		5.0% 以上・・・・・・・・・・ 4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 7.0% 以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・ 4ポイント
(別記7) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業		<ul style="list-style-type: none"> ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1カ所以上に導入 2地域以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 1地域・・・・・・・・・・ 10ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4ポイント
(別記8) 種ばれいしょの安定供給対策事業		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・ 4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加 25.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 5.0% 以上・・・・・・・・・・ 4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポイント以上増加 5.0ポイント 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント

		<p>3.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの販売数量を3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの販売金額を3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加</p> <p>30.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>24.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>18.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を100.0%とする</p> <p>100%・・・・・・・・・・20ポイント</p>
		<p>・事業を実施した種ばれいしょ産地から植物防疫法(昭和25年法律第151号)第13条第1項による指定種苗として合格した種ばれいしょを供給すること</p> <p>供給・・・・・・・・・・20ポイント</p>
	(別記9) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業	<p>・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加</p> <p>30.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p>

		<p>24.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>18.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を100.0%とする</p> <p>100%・・・・・・・・・・20ポイント</p> <hr/> <p>・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
畑作物安定生産対策事業	(別記10) 豆類の安定生産等対策事業	<p>・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>

		<p>3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
		<p>・ 事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を 4.0 ポイント以上増加</p> <p>20.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>16.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>12.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された品種をいう。</p>
		<p>・ 事業対象の豆の10 a 当たりの労働時間を3.0%以上削減</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
		<p>・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
		<p>・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近 5 中 3 年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上</p> <p>10.0ポイント以上又は合格率が100%・ 20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
		<p>・ 事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>

		<p>・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上</p> <p>5.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
	<p>(別記11)</p> <p>そばの安定生産・安定供給対策事業</p>	<p>・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を都府県の直近7中5年間の平均以上とする（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。）</p> <p>平均より8.0%以上増加・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>平均より6.0%以上増加・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>平均より4.0%以上増加・・・・・・・・・・14ポイント</p> <p>平均より2.0%以上増加・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>都府県の直近7中5年間の平均以上・・・・4ポイント</p> <p>・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して2.0%以上増加（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。）</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>・そばの複数年契約取引先を1者以上増加</p> <p>2者以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>1者・・・・・・・・・・10ポイント</p> <p>・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
	<p>(別記12)</p> <p>なたねの品種転換に係</p>	<p>・なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100.0%とする</p> <p>100.0%・・・・・・・・・・20ポイント</p>

	<p>る交雑防止対策事業</p> <p>(別記13) 病害虫まん延防止対策事業</p>	<p>・地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10%以下に抑制</p> <p>0.1%以下・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>2.5%以下・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>5.0%以下・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>7.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>10.0%以下・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>16ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>13ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入</p> <p>2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>1地域・・・・・・・・・・10ポイント</p>
<p>畑作物導入・労働負担軽減対策事業</p>	<p>(別記14) 新たな生産体系確立支援事業</p>	<p>・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入</p> <p>2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>1地域・・・・・・・・・・10ポイント</p> <hr/> <p>・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>

		3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他重要度が高いと認めた作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(新規作物を導入する場合は1ha以上導入) 25.0% 以上又は3.0ha以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 22.5% 以上又は2.5ha以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 20.0% 以上又は2.0ha以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 17.5% 以上又は1.5ha以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15.0% 以上又は1.0ha以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加(新規作物を導入する場合は1ha以上導入) 25.0% 以上又は3.0ha以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 22.5% 以上又は2.5ha以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 20.0% 以上又は2.0ha以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 17.5% 以上又は1.5ha以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15.0% 以上又は1.0ha以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント
(別記15) 労働負担軽減対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たりの労働時間を3.0%以上削減 (かんしょ除く) 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント	
	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たりの労働時間を10.0%以上削減 (かんしょ) 20.0% 以上・・・・・・・・・・ 20 ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・ 15 ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・ 10ポイント	

		<p>・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする</p> <p>70.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>65.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>55.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>50.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
	(別記16)	<p>・10a当たりの物財費を5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入</p>

	環境配慮型生産体系確 立支援事業	<p>2 地域以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>1 地域・・・・・・・・・・10ポイント</p> <hr/> <p>・10a当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して3.0%以上削減</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・10a 当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用回数と比較して10.0%以上削減</p> <p>50.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>40.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>30.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較して10.0%以上削減</p> <p>30.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
畑作物加工・流通対策支援事業		
畑作物新規需 要開拓支援事 業	(別記20) 国産そばの新規需要拡 大事業	<p>・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>

		<p>2.0ポイント 以上・・・・・・ 4ポイント</p> <p>・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発</p> <p>2つ以上・・・・・・ 20ポイント</p> <p>1つ・・・・・・ 10ポイント</p>
	(別記21) 持続的な流通体系確立 支援事業	<p>・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入</p> <p>2地域以上・・・・・・ 20ポイント</p> <p>1地域・・・・・・ 10ポイント</p> <p>・当該品目の流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減</p> <p>20% 以上・・・・・・ 20ポイント</p> <p>16% 以上・・・・・・ 16ポイント</p> <p>13% 以上・・・・・・ 12ポイント</p> <p>9% 以上・・・・・・ 8ポイント</p> <p>5% 以上・・・・・・ 4ポイント</p>
畑作物産地生産体制確立・強化整備事業		
かんしょ生産 拡大対策整備 事業	(別記22) 省力栽培体系導入事業	<p>・10a当たりの労働時間を10%以上削減</p> <p>20.0% 以上・・・・・・ 20ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・ 15ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・ 10ポイント</p> <p>・事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加</p> <p>13.0% 以上・・・・・・ 20ポイント</p> <p>11.0% 以上・・・・・・ 16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・ 12ポイント</p> <p>7.0% 以上・・・・・・ 8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・ 4ポイント</p>
ばれいしょ生 産拡大体制整 備事業	(別記24) ばれいしょ生産拡大体 制整備事業	<p>・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・ 20ポイント</p> <p>8.0ポイント 以上・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0ポイント 以上・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・ 8ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・ 4ポイント</p>

		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの販売金額を3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるばれいしょの販売金額を3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区で生産された種ばれいしょ又はばれいしょの貯蔵後配布前の腐敗等品質異常品の発生率を1割以上減少</p> <p>5割以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>4割以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>3割以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2割以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1割以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>